

兵庫県公報

令和元年11月19日 火曜日 第59号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 経営健全化計画完了報告（市町振興課）	1
○ 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（復興支援課）	3
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ ふ化業者の登録（畜産課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6
○ 市街地再開発組合の設立認可（市街地整備課）	6

公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	17
○ 入札公告（東播磨県民局）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	22
○ 入札公告（同）	22

病院局告示

○ 医事業務における料金の徴収事務の委託	25
----------------------	----

正 誤

○ 平成31年3月29日付け兵庫県公報第4号外中	25
○ 令和元年10月7日付け兵庫県公報号外中	25

告 示

兵庫県告示第574号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第27条第6項において準用する同条第1項の規定により、川西市から次のとおり病院事業会計経営健全化計画完了の報告があった。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 経営健全化計画の平成30年度実施状況

(1) 計画と具体的な措置の状況

ア 診療体制の充実（前年度末比）

(7) 内科医師の確保 1人増

(4) 地域包括ケア病棟の実施（平成30年11月から）

イ 医業収益増収に関する改善額

(7) 休床中病棟の再開による稼働病床の拡充

西宮市池田町 5 番25号

5 設立認可の年月日

令和元年11月 8 日

6 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで

7 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示する。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和元年12月18日

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上深田(1)Ⅱ (120000198)	三田市上深田（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図 1 は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所、三田市役所危機管理課、広野市民センター、さんだ市民センター及び本庄ふれあいセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式。

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当

〒669-1531 三田市天神 1-10-14

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月10日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|----------------------|---------------------|
| 丹治向山川<br>(231020073) | 多可郡多可町加美区丹治（別図1のとおり） | 土石流                 |

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで

## 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所、多可町役場及び加美コミュニティプラザ

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町 168—1

## (3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第926号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

須磨田Ⅰ（120000027）の項中別図48、田中(2)Ⅱ（120000033）の項中別図54、下須磨田Ⅲ（120000038）の項中別図59、下青野Ⅰ（120000049）の項中別図84、上青野(5)Ⅱ（120000056）の項中別図91、上青野(7)Ⅱ（120000058）の項中別図93、加茂下(1)Ⅱ（120000059）の項中別図94、東野上北谷Ⅱ（220000067）の項中別図146、東野谷中谷Ⅱ（220000068）の項中別図147を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所、三田市役所危機管理課、広野市民センター、さんだ市民センター及び本庄ふれあいセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当

〒669-1531 三田市天神 1—10—14

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

山寄上(2)Ⅲ（131020002）の項中別図2、清水(2)Ⅱ（131020011）の項中別図11、アンガイチ南谷Ⅱ（231020008）の項中別図65、清水東谷川Ⅰ（231020013）の項中別図70を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所、多可町役場及び加美コミュニティプラザ

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町 168-1

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
須磨田Ⅰ (120000027)	三田市須磨田（別図1のとお り）	急傾斜地の崩壊	別図1のとお り

東山Ⅰ (120000028)	三田市東山（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大音所(1)Ⅱ (120000029)	三田市上本庄（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大音所(2)Ⅱ (120000030)	三田市上本庄（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上須磨田(1)Ⅱ (120000031)	三田市須磨田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
田中(1)Ⅱ (120000032)	三田市東本庄（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
田中(2)Ⅱ (120000033)	三田市東本庄（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
宮脇Ⅱ (120000034)	三田市宮脇（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
幡尻Ⅲ (120000035)	三田市上本庄（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上須磨田(2)Ⅲ (120000036)	三田市須磨田（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下須磨田Ⅲ (120000038)	三田市須磨田（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東向Ⅲ (120000039)	三田市東本庄（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
長坂Ⅲ (120000041)	三田市長坂（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上青野(1)Ⅰ (120000042)	三田市上青野（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上青野(2)Ⅰ (120000043)	三田市上青野（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
東野上（急）Ⅰ (120000047)	三田市東野上（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
西野上Ⅰ (120000048)	三田市西野上（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下青野Ⅰ (120000049)	三田市下青野（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上青野(3)Ⅰ (120000050)	三田市上青野（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
福島Ⅰ (120000051)	三田市福島（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
緑風台Ⅱ (120000053)	三田市下青野（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

下青野(2)Ⅱ (120000054)	三田市下青野(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上青野(4)Ⅱ (120000055)	三田市上青野(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上青野(5)Ⅱ (120000056)	三田市上青野(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
上青野(6)Ⅱ (120000057)	三田市上青野(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
上青野(7)Ⅱ (120000058)	三田市上青野(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
加茂下(1)Ⅱ (120000059)	三田市東野上(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
加茂下(2)Ⅱ (120000060)	三田市加茂(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下内神(2)Ⅱ (120000061)	三田市下内神(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下内神(3)Ⅱ (120000062)	三田市下内神(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上内神(1)Ⅱ (120000063)	三田市上内神(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上内神(2)Ⅱ (120000064)	三田市上内神(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上内神(3)Ⅱ (120000065)	三田市上内神(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
沢谷(2)Ⅱ (120000066)	三田市沢谷(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
下井沢(1)Ⅱ (120000068)	三田市下井沢(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
西野上(2)Ⅱ (120000069)	三田市西野上(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
西野上(4)Ⅱ (120000071)	三田市西野上(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
末(1)Ⅲ (120000072)	三田市末(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
上青野(8)Ⅲ (120000074)	三田市上青野(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
上青野(9)Ⅲ (120000075)	三田市上青野(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上内神(4)Ⅲ (120000076)	三田市上内神(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり

下内神(5)Ⅲ (120000077)	三田市下内神(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
下井沢(2)Ⅲ (120000078)	三田市下井沢(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
福島(2)Ⅲ (120000079)	三田市福島(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
池尻(2)Ⅰ (120000083)	三田市池尻(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
貴志Ⅰ (120000084)	三田市貴志(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
寺村町Ⅱ (120000086)	三田市寺村町(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
貴志(2)Ⅱ (120000087)	三田市貴志(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
池尻(4)Ⅱ (120000089)	三田市池尻(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
下深田(2)Ⅱ (120000090)	三田市下深田(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上深田(2)Ⅲ (120000091)	三田市上深田(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
上深田(1)Ⅱ (120000198)	三田市上深田(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
みょうが谷Ⅰ (220000023)	三田市東本庄(別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
左二階尻川Ⅰ (220000025)	三田市上本庄(別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
右1号谷川Ⅱ (220000027)	三田市東本庄(別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
茗荷谷川Ⅱ (220000028)	三田市東本庄(別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
幡尻谷Ⅱ (220000029)	三田市上本庄(別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
奥山川Ⅱ (220000030)	三田市上本庄(別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
大音所東谷Ⅱ (220000031)	三田市上本庄(別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
大音所南谷Ⅱ (220000032)	三田市上本庄(別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
上須田東中谷Ⅱ (220000034)	三田市須磨田(別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり

中内神中谷Ⅰ (220000036)	三田市中内神（別図62のとおり）	土石流	別図62のとおり
上青野北谷Ⅰ (220000037)	三田市上青野（別図63のとおり）	土石流	別図63のとおり
福田川Ⅰ (220000039)	三田市上青野（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり
末谷Ⅰ (220000042)	三田市下青野（別図65のとおり）	土石流	別図65のとおり
上内神北谷Ⅱ (220000047)	三田市上内神（別図66のとおり）	土石流	別図66のとおり
西蓮寺谷Ⅱ (220000051)	三田市中内神（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
上青野谷Ⅱ (220000054)	三田市下青野（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
上青野中谷Ⅱ (220000056)	三田市上青野（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり
上青野東谷Ⅱ (220000058)	三田市上青野（別図70のとおり）	土石流	別図70のとおり
千丈寺谷川Ⅱ (220000060)	三田市下青野（別図71のとおり）	土石流	別図71のとおり
末東谷Ⅱ (220000062)	三田市末（別図72のとおり）	土石流	別図72のとおり
加茂北谷Ⅱ (220000063)	三田市加茂（別図73のとおり）	土石流	別図73のとおり
寺ノ下大池谷Ⅱ (220000064)	三田市加茂（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり
北山池北谷Ⅱ (220000065)	三田市加茂（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
北山池南谷Ⅱ (220000066)	三田市加茂（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり
東野上北谷Ⅱ (220000067)	三田市東野上（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり
東野谷中谷Ⅱ (220000068)	三田市東野上（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり
寺村谷Ⅰ (220000071)	三田市寺村町（別図79のとおり）	土石流	別図79のとおり
こいが谷Ⅱ (220000075)	三田市池尻（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり

（別図1から別図80までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所、三田市役所危機管理課、広野市民センター、さんだ市民センター及び本庄ふれあいセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山寄上(1)Ⅱ (131020001)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
山寄上(2)Ⅲ (131020002)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
清水(1)Ⅰ (131020010)	多可郡多可町加美区清水(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
清水(2)Ⅱ (131020011)	多可郡多可町加美区清水(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
市原(1)Ⅲ (131020013)	多可郡多可町加美区市原(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
市原(2)Ⅱ (131020014)	多可郡多可町加美区市原(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
丹治Ⅲ (131020015)	多可郡多可町加美区丹治(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
三谷Ⅱ (131020016)	多可郡多可町加美区三谷(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
箸荷(1)Ⅱ (131020017)	多可郡多可町加美区箸荷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

箸荷(2)Ⅱ (131020018)	多可郡多可町加美区箸荷(別 図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大袋Ⅲ (131020019)	多可郡多可町加美区大袋(別 図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
箸荷(4)Ⅱ (131020021)	多可郡多可町加美区箸荷(別 図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
観音寺Ⅰ (131020022)	多可郡多可町加美区観音寺 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
山寄上谷Ⅰ (231020002)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図14のとおり)	土石流	別図14のとおり
田中北谷Ⅱ (231020004)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図15のとおり)	土石流	別図15のとおり
アンガイチ南谷Ⅱ (231020008)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図16のとおり)	土石流	別図16のとおり
大小谷Ⅰ (231020012)	多可郡多可町加美区清水(別 図17のとおり)	土石流	別図17のとおり
清水東谷川Ⅰ (231020013)	多可郡多可町加美区清水(別 図18のとおり)	土石流	別図18のとおり
丹治東谷川Ⅰ (231020018)	多可郡多可町加美区丹治(別 図19のとおり)	土石流	別図19のとおり
上山Ⅱ (231020020)	多可郡多可町加美区丹治(別 図20のとおり)	土石流	別図20のとおり
三谷谷川Ⅱ (231020022)	多可郡多可町加美区三谷(別 図21のとおり)	土石流	別図21のとおり
仏谷Ⅰ (231020024)	多可郡多可町加美区箸荷(別 図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
門村谷Ⅰ (231020031)	多可郡多可町加美区門村(別 図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
丹治向山川 (231020073)	多可郡多可町加美区丹治(別 図24のとおり)	土石流	別図24のとおり

(別図1から別図24までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月27日(水)から同年12月11日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所、多可町役場及び加美コミュニティプラザ

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー大社店

所在地 西宮市大社町13番30号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橋 正 喜

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行っている者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
フジパストアー株式会社	名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	廣 村 昌 弘
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚 本 厚 志

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
フジパストアー株式会社	名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	高 山 昭 一
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚 本 厚 志

4 変更年月日

平成30年7月16日

5 届出年月日

令和元年10月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年11月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年3月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に係る届出

